

竹内 瑶子

はじめに

本稿の目的は、日米韓不可侵協定をめぐる交渉を中心とした分析を通じて、韓国の安全 保障政策上の日本の位置づけを明らかにすることである。

日米韓不可侵協定構想は1954年、米国が韓国に発案し、1955年1月から3月にかけて日韓が中心となって議論した日米韓の安全保障協力関係を構築する試みであった。当時は、日米同盟締結後に日本が再軍備を進め、米韓でも朝鮮戦争後に米韓同盟が形成され、現在の米国を媒介とする日米韓安全保障協力関係が形成される時期であった。同時期に米韓同盟の模索とは別に、米韓間で日米韓三カ国協定案が浮上し、話し合われていた。

また日韓国交正常化交渉(以下,日韓会談)は、当時の日本による植民地支配を肯定的に評価した1953年10月の「久保田発言」(1)に対する韓国の反発による第三次会談決裂から、1958年の第四次会談再開まで空白期であり、日米韓不可侵協定交渉の時期は、日韓の交渉が途絶した時期でもあった。こうした時期の不可侵協定交渉という試みは、韓国にとって日韓の国交正常化を行う前に対日安全保障を重視した動きとも評価できる。当時、韓国は初代大統領、李承・(1875-1965)の政権期に当たる。李承・・政権は反日政権として評価されるが、安全保障政策において日本をどのように位置づけていたのか。

既存の研究では、李承晩政権の安全保障政策は反共、反日という枠組みで整理されている。日韓会談研究において、李承晩政権期の対日政策は反日ナショナリズムに基づいた政策として示され⁽²⁾、安全保障政策に関する研究においても、李承晩政権の安全保障政策は反共と反日が軸を成していたと理解されている⁽³⁾。すなわち、韓国の安全保障上の脅威は共産圏であり、日本であった。一方で、韓国にとって日本は、同じ西側陣営における米国のコミットメント ⁽⁴⁾を獲得しあう競争相手でもあった。

李承晩は植民地支配の認識に関して日本を厳しく糾弾したが、だからといって当時の日韓関係は全面的な敵対関係に陥ったわけではなかった。それは、歴史という日韓関係の一側面が二国間の安全保障上の関係を決定づけるわけではないことを意味する。李承晩政権は反日的な言動をすることで「反日」政権と評価され、さらに外交政策、安全保障政策に関してもその評価が反映されている。しかし、反日的な彼の言動には、米国のコミットメントを獲得しようとする競争関係における「反日」表現と、安全保障上の脅威を語る上での「反日」表現がある。これに関して既存の研究では、明確に区別して言及、検討されてこなかった。したがって、反日の多義性に留意し、李承晩政権の安全保障政策を再解釈す

る必要がある。そこで本稿では、日米韓の外交史料を用いて日米韓不可侵協定構想 ^⑤ を実証的に検討し、李承晩政権期における韓国の安全保障政策上の日本の位置づけを考察する ^⑥。

1 日米韓三カ国協定構想の浮上と米国の戦略

1-1 米国の西太平洋集団安全保障構想と三カ国協定提案

日米韓不可侵協定構想が浮上した頃、東アジア地域をめぐる安全保障の環境は急変していた。この時期の韓国の脅威認識や政策判断は、冷戦体制という国際環境上、米ソの動向によって変動せざるを得ない。特に米国のアジア太平洋における地域戦略の変化は、李承晩政権の安全保障政策に大きな影響を与えた。当時は米国の冷戦戦略、なかんずく東アジアの地域構想の転換期であった。

米国の戦後の地域戦略は、朝鮮戦争を契機に大きく変容した。朝鮮戦争では、北朝鮮を支援する形で実質的に参戦した中国の軍事的脅威が高まったため、米国は軍部の巻き返し (roll-back) 論が強かった。しかし中ソの対日共同宣言 (1954年10月12日) など、共産圏の平和攻勢が始まったことで、米国は戦略を封じ込め (containment) 政策に転換していった。ただ、朝鮮戦争は1953年に休戦体制になったものの、米国はアジア太平洋地域における具体的な地域安全保障構想を持たずにいた。しかし、1954年5月のディエンビエンフー(フランスの要塞があったベトナム北西部の町) 陥落から9月の台湾海峡危機を契機に、中国のアジアにおける影響力に対する危機感が高まり、アジアにおける地域安全保障体制についてアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower, 1890-1969) 政権は検討を始めた。

こうして 1954 年から策定が始まった米国の極東政策に関する政策文書である NSC5429シリーズでは、12月に国家安全保障会議(National Security Council)で採択された国家安全保障会議文書 5429/5(NSC5429/5)において、米国の新アジア政策の基本として「西太平洋集団防衛の取極め(Western Pacific Collective Defense Arrangement)」構想を推進することが決まった。西太平洋集団安全保障構想は、日本、韓国、「中華民国」との条約と東南アジア条約機構(Southeast Asia Treaty Organization、SEATO)、さらに太平洋安全保障条約(Australia、New Zealand、United States Security Treaty、ANZUS)を連結し、非共産圏の包括的な集団安全保障体制を構築していくことを目標としたものであった「の。アイゼンハワー政権は、アジア太平洋地域の集団安全保障体制を構築するための準備作業として米韓同盟をこの枠組みに統合していくことの必要性を確認した。1955年2月には、具体的な対韓政策として西太平洋集団安全保障構想に必要不可欠な日韓間の協力を促すことが示された⁶⁸。

しかし1954年当時,日韓会談が中断され,日韓の協力は困難な状況であった。日韓の協力関係の構築に関して米国は、対韓政策のなかで必要に応じて韓国とアジア諸国との「主要な問題を解決するために調停」を進めるとし、その対象の一つに日韓国交正常化交渉を想定した⁽⁸⁶⁾。ところが、李承晩政権は日本を「容共」主義として批判を繰り返し、日韓会

談の再開も厳しい状況であった。当時、米国はこのような韓国の対日「容共」批判も問題 視し、具体的な日韓関係構築の糸口を見いだせずにいた⁽¹⁰⁾。

米国が新アジア政策を模索しているなか,1954年9月14日にハル (John E. Hull, 1895-1975)極東軍司令官と駐日韓国代表部の金溶植 (1913-1995)公使との会談が行われた。両者の会談は、日韓会談が中断されていた日韓関係の現状を打破する目的で、駐日韓国代表部が駐日米国大使館や米国の政策決定者と頻繁に行っていたもののひとつである。この日も金公使は、日韓会談の再開には「久保田発言」の撤回が必要であるとし、また日本の対韓請求権の放棄も求めた (11)。ハルは日韓関係を早期に平和的に解決する方法として、新たな意見を示した。このとき初めて、ハルによって日米韓三カ国での三者協定が提案された。

ハルは、「韓国の独立を保障するための「三カ国協定(tripartite pact)」を日米韓で結ぶ」(12) ことを提案した。彼は提案の背景として、「既にソ連と共産中国の脅威に韓国は直面している。日本が韓国の敵国に加わることは、間違いなく韓国にとっての利益にはならない」(13) と説明した。「三カ国協定」はあくまで個人的な意見としながらも、彼は最初の提案の時点で、すでに安全保障上の日米韓の協力関係を想定していた。

ハルの提案に関する金溶植の報告を受け、後者に送られた9月21日の李承晩の書簡によれば、彼はその提案を好意的に受け止めていた(14)。この書簡で強調されていたのは、日韓会談における米国の立場や、日米同盟と米韓同盟における米国のコミットメントの格差を指摘しながら、三カ国協定において米国にとって日韓が同等な立場である必要性であった。ハルからの二度目の提案は約一カ月後の金公使との会談で行われた。日本の再軍備によって韓国の安全保障が脅かされていることへの不安に関する公使の発言を受けて、ハルは三カ国協定を再び主張した(15)。この協定に関してハルは、三カ国協定を具体化する前に日韓の請求権問題など、日韓会談再開を優先させるべきであることを主張しながらも、韓国の主権を守る安全装置を機能させることが協定の目的であると述べた。さらに三カ国協定に関して、集団安全保障体制の枠組みで説明した。具体的には、台湾、日本を含んだ太平洋版NATOの構想が実現すれば、参加国の攻撃行動の抑止力としても機能することを示した。すなわち、これらのハルの提案は西太平洋集団安全保障構想を念頭に置いた発言であったと理解される。

米国の地域構想実現の条件として日韓の協力関係は必要不可欠であったが、1954年当時、韓国の対日不信が根強く、日韓国交正常化の見通しすら立たない状況であっために、西太平洋集団安全保障構想は非現実的であると国務省は判断していた⁽¹⁶⁾。一方で、国防省は、同構想を積極的に進めていた。極東軍司令官のハルによって三カ国協定が非公式に提案されたのは、地域構想を実現化するために必要な日韓間の協力関係の構築可能性を探る意図があったと考えられる。それは、日韓会談が三度も決裂し、日韓関係が悪化の一途を辿るなか、国交正常化交渉と違う次元で日韓の協力関係を促進しようとした試みとも理解される。それゆえ、10月のハルの提案は、集団安全保障体制の枠組みの上での三カ国協定とし

て言及されたのだろう。また、三カ国協定は日本の再軍備と関連付けて提案されていた。 日韓でもなく、米韓でもない三カ国協定を提案したことから、韓国が日本を脅威として認識していることを、米国、少なくとも国防省は認識していたと考えられる。

1-2 韓国の対応:日米韓の「不可侵協定」提案へ

1954年10月14日の金溶植の報告に対して李承晩は、三カ国協定に関するハルの提案が集団安全保障体制のなかに位置づけられていたことを受けて、協定の性格に関して意見を述べた。大統領は、米国の日韓両国へのコミットメントは、安全保障分野においても差異があってはならないとあくまでも主張した (17)。また彼は、協定には「一つの国が強硬な姿勢になった際に他の二カ国が戦争を防ぐ効果について、明確な文言がなければ無意味である。さもないと、日本により強硬な外交をさせる理由を与えるだけ」であると述べた (18)。彼からの書簡を受けて金公使は、協定に関して「協定の加盟国のいずれかが他のいずれかに対して攻撃的になった場合、戦争の危険にさらされてもそのような攻撃行動を止める」性格である必要があるとした。さらに彼は、三カ国協定がその性質上、「三カ国不可侵協定(tripartite non-aggression pact)」であると指摘した (19)。ここで韓国は、三カ国協定の性格を不可侵とすることで、日本の再軍備に関する韓国の脅威を米国が具体的に保障する体制の形成に向けて、その輪郭を描き始めた。

金溶植がハルに三カ国「不可侵」協定を提案したのは、1954年11月30日のことだった。 彼は、「韓国が日本を潜在的な侵略者としてみなしている」点を強調し、米国は韓国の対日 安全保障のために十分尽力するべきであると不可侵協定の重要性を示した⁽²⁰⁾。これに対し てハルは、協定の具体的な交渉の前に日韓国交正常化が優先されるべきであると述べる一 方で、「韓国領土内に日本の軍を進入させないことを保障する」不可侵協定を結ぶことは可 能であると明言した⁽²¹⁾。

この報告を受けて、李承晩も金溶植の意見に同意し、三カ国不可侵協定の交渉を進める決定をした。12月10日の金公使宛ての書簡で彼は、「不可侵」に関する議論は米韓で行い、ハルに仲介者となるよう打診することを支持した。また、「日韓の問題に関する交渉が進まないのは、国民が昔も今も日本の攻撃性を不安に感じているから」であり、「不可侵協定が先に調印されれば、日本に対する安全保障を確保し、日本への疑念や脅威を払拭でき、交渉が進むかもしれない」と不可侵協定に対する期待を披瀝した⁽²²⁾。彼はこの時、日韓会談における交渉停滞の理由として韓国国民の日本に対する脅威意識を挙げていた。これは単に交渉戦術的な日本の「脅威」ではない。日韓国交正常化交渉よりも不可侵協定を先に結びたいという彼の真意は、日韓会談よりも対日安全保障が重要であったからであり、日本は依然として安全保障上の脅威として認識されていたのである。

ハルから初めて三カ国協定の提案を受けた際に、金公使は、日本の再軍備に対する韓国

の脅威認識を伝え、米国のコミットメント強化の必要性を暗に示唆していた⁽²³⁾。このように、日本を含めずに米国との安全保障関係の強化だけで、韓国の安全保障体制を強化していくことも可能であった。また韓国は1953年に米韓相互防衛条約を締結し、1954年11月に条約が発効して、安全保障政策が徐々に形成される時期に当たっていた。しかし、李承晚は米韓二カ国ではなく、日本を含めた三カ国での不可侵協定を望んだ。その背景にあるのは、米国に安全を保障してもらう体制が不十分であったということよりも、日本が当時の韓国にとって安全保障上の脅威であったからだ。これは朝鮮戦争後、日本軍需産業再開や旧日本軍人の自衛隊参加に関する日本国内の議論などに対する駐日韓国代表部の不信感に表れているような、日本の再軍備に向けた具体的な動向に対する脅威認識によるものでもあった (24)。

さらに同政権は、韓国にとって冷戦体制における最大の脅威である共産圏と日本が接近していくことを注視していた。例えば、駐日代表部の報告書は、周恩来 (1898-1976) と日本の国会議員間で日中不可侵協定を含めた議論があることを大統領に伝えている (25)。また吉田茂 (1878-1967) 首相の外遊の動きに関しても、駐日代表部は警戒し、日本が日中貿易の活路を模索していることを彼に報告していた (26)。

李承晩が、ハルの三カ国協定案に対して最初に強調していたのは「日米韓三カ国同等の立場」であった。「不可侵」という性質を不可欠な要素とするようになった背景には、日本が米国との利害関係から生まれた競争相手であると同時に安全保障上の脅威であるという認識があった。その上、共産圏の対日接近も一つの背景としながら、政策を決める具体的な提案を米国に示された韓国は、日本に対して競争相手としての認識よりも安全保障上の脅威としての認識を強めていった。

2 日米韓不可侵協定交渉の展開と日米韓関係の力学

2-1 日米韓不可侵協定交渉の展開と日米の対応

李承晩はハルと金溶植の会談の経過を見て、1954 年 12 月末にアイゼンハワー大統領に日米韓三カ国不可侵協定の構想を伝える書簡を送った。彼はこの書簡で、反日の立場ではないことを前置きし、韓国は日本と共産圏という二つの脅威を感じていると述べ、そこで日米韓の三カ国不可侵協定を公式に提案した⁽²⁷⁾。これに対してアイゼンハワーは三カ国協定の提案に前向きな姿勢を明らかにした。アイゼンハワーは、彼の「日米韓の三カ国条約の提案は更なる検討に値する」と述べ、検討作業を進めることを伝えた ⁽²⁸⁾。

アイゼンハワーの返答は1955年1月31日に届くが、この返答を待たずに、日韓で不可侵協定の交渉を開始した。米韓二カ国での事前交渉という李承晩の意図とは異なり、日韓二カ国が主導して、交渉は展開していった。当時、日本も1954年12月10日に鳩山一郎(1883-1959) 政権が成立し、硬直した日韓関係に対する姿勢に変化があった。鳩山は日韓会談に

対して消極的であった吉田茂に反し、日韓会談再開に積極的な姿勢を示していた ⁽²⁹⁾。韓国 政府内の不可侵協定交渉を推進する機運と、日本における日韓会談再開の期待とが高まり、 実務者会談が計画された。韓国側の代表は金溶植、日本側は谷正之 (1889-1962) 外務次官 が行い、1955 年 1 月末から 3 月末まで全 7 回の実務者会談が開かれた。この会談は日韓間 における諸懸案の解決が目的であったが、議論の中心となったのは日米韓三カ国協定であった。韓国側が日米韓不可侵協定の構想を提案する場としてこの会談を理解していたからこそ、日韓会談の再開自体には消極的であった李承晩も、実務者会談の開催には積極的な姿勢を示していた。故に、既存研究において実務者会談は日韓会談の前段階的な位置づけをされてきたが、それだけではなく、日米韓不可侵協定をめぐる日韓の交渉の場としても位置づけられる。

第一回金・谷会談前日に送られた前者宛ての書簡で、大統領は、今こそが米国に日本の強硬な態度を改めさせる重要な時機であることを伝えている⁽³⁰⁾。彼は「今がまさに、米国が日本に対して韓国への侵略者になることを、許容しないと述べるべき時」であり、米国が日韓間において中立的な態度を取るべきではないと主張した。直接には言及されないが、日米韓不可侵協定は日本の侵略行為を防ぐための米国の保障を得る重要な機会であり、金・谷会談での交渉を逃すことはできないという彼の認識がここには垣間見える。また、日韓の不可侵を保障するために、米国のコミットメントを強くすることが重要であるという認識も窺える。

1955年1月29日の第一回金・谷会談で、金公使は三カ国の不可侵協定を取り上げた⁽³¹⁾。ここで彼は、米国に保障された、日韓の不可侵協定を結ぶことを提案した。彼は、韓国の国民感情に関して、過去の日本の態度に対する意識が未だ根強いことを指摘し、日本が歴史を繰り返さないことを誓う意味でも不可侵協定を結ぶべきであると主張した ⁽³²⁾。これに対し谷は、米国の参加を条件に「日韓関係は独仏のように対等である」ことに関連して不可侵協定の必要性に同意した。谷は、「日本人の一部は韓国の軍事力に脅威を感じているので、不可侵協定の提案は両者に歓迎される」と述べ、原則的に賛成の立場を明らかにした。また第二回金・谷会談は2月1日に行われ、米国の協定参加が不可欠であることを日韓で確認した ⁽³³⁾。

第二回金・谷会談の翌日、両者はそれぞれ三カ国協定に関してアリソン (John M. Allison, 1905-1978) 駐日米大使に相談している。2月2日に行われたアリソン・金会談において金公使は、日本が日米韓不可侵協定の交渉に応じるかどうかは、米国の協定参加にかかっていることを強調した (34)。アリソンはこれに強い関心を示し、国務省宛ての電報で、金公使が協定への米国の参加を求めていることを報告している (35)。同日午後の、谷との会談についてのアリソンの同報告では、総選挙を控え、米国が保障する日韓の不可侵協定への日本国内の抵抗に関する日本政府の不安を指摘する。それ故に谷は、日米韓三カ国を明示せず不可侵を約束する、日韓二カ国の宣言を考えていることを明らかにした。アリソンは両者

と会い、今後の金・谷会談に期待を寄せていることを国務省に報告した。

しかし、この報告を受けた国務省は、米国が保障する日韓不可侵協定の必要性に関して否定的な見解を駐日米大使と駐韓米大使に送った⁽³⁶⁾。対日講和条約ではすでに韓国の独立を承認し、国連憲章では平和的手段で議論を収める義務があり、脅威の抑制、領土規範、武力の使用や他国の政治的独立を認めている。加えて、米韓相互防衛条約において、米国はすでに韓国へ、侵略行為に関する保障をしていることを指摘する。また北東アジアの「長期的な解決策として、米国は北東アジアの自由諸国間の相互防衛条約を望む」と述べ、これらを詳細に5つの項目で示した (37)。

- 1 不可侵協定には不信状態が内在しているため、米国は単純な不可侵条約 (non-aggression treaty) を支持しない。日本が少なくともすでに同等な義務を対日講和条約で負っており、地域相互防衛条約がより効果的であるからだ。
- 2 もしも実行するなら、米国は不可侵条約に対する公式の保障を与えない。なぜなら、 そのような保障はすでに相互防衛条約で韓国に与えているからだ。
- 3 谷の宣言草案は、対日講和条約における日本の義務に着目し、再確認することを含んでおり、適切な交渉の取り組みである。
- 4 宣言の代わりに、日韓間の友好と共通の目的を示す協定(treaty of friendship)が 望ましい。
- 5 米国の参加が必要ならば、形式は宣言 (declaration)、または覚書 (diplomatic note) にすることを考慮する。加えて、国連憲章や対日講和条約、米韓相互防衛条約を踏まえて、宣言文に米国との関係性を表記する。

これらの項目を見ると、国務省は三カ国間の不可侵に関する「条約」や「協定」という形式には消極的であり、覚書程度の宣言を望んでいた。また項目3から、日本は韓国側に草案を出す前に、国務省と議論を済ませていた。このように国務省の態度が消極的だった背景には、米国の地域構想の見直しが挙げられる。米国の対韓政策は前述した新アジア政策 NSC5429/5の策定に伴って見直しが行われた。この新アジア政策とは「西太平洋集団防衛の取極め」をなるべく早期に実現する条件を醸成していくことを目標にしていた (38)。そして1955年2月25日に国家安全保障会議で採択された NSC5514では、米国の西太平洋集団安全保障体制のなかに韓国の統合を促進することを目標にした、具体的な対韓政策に言及がなされた (39)。

ここで注目すべきは、米国は韓国を集団安全保障体制に組み込むことを進めると同時に、 韓国の対米依存度を下げていくという方針を打ち出したことである。NSC5514 において、 「米国の政治的かつ道義的支援への依存度を下げる手段として、韓国と他のアジア諸国との 協力関係、相互尊重、多国間活動を促す」ことが規定された⁽⁴⁰⁾。そして、米国の仲介によ

る問題解決の支援及び共同事業の推進を通して、大韓民国と日本、フィリピン並びに台湾との間での共同の利益の醸成という目標が掲げられた。これは日韓関係にも当然該当するが、日韓国交正常化の方向性では軌道に乗らなかったのは、前記したとおりである。一方で、別の方向性として、日韓間において不可侵協定が浮上した。日米韓不可侵協定は日韓にとって利益を共有するものとして想定される。米国は現状の打破に繋がる動きとして不可侵協定に関する日韓の交渉に期待を寄せた (41)。しかし、日韓の不可侵を保障する米国の役割は、依存度を上げる動きに繋がりかねない。不可侵「協定」になると、米国の韓国へのコミットメント提供の拘束力が高まり、韓国の米国への依存度上昇に繋がる。したがって米国国務省は、条約形式を支持しないことを明確にし、拘束力の弱い形式を望んだのである。

2-2 不可侵協定をめぐる日韓交渉の展開

金・谷会談で日米韓三カ国協定の草案を先に提出したのは、事前に米国と協議していた 日本側であった。日本側の草案は第三回金・谷会談の1955年2月4日に提出された。その 全文は以下のとおりである⁽⁴²⁾。

- 1 三国は、国際的な平和、安全並びに正義を危うくしないよう、自国が関係するいかなる国際紛争をも平和的手段によって解決すること、また、三国の国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものであれ、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものであっても慎むことを約束する。
- 2 三国は、極東地域における生活水準の向上、経済発展並びに社会福祉の促進がこの 地域における平和及び安定を確保するために必要不可欠な要素であることを認め、 経済、社会及び文化の分野において、三国間における協力を持続する意志を宣言す る。

この草案に対して金公使は、韓国案も米国の意向を踏まえて、草案を準備していると述べ、形式に関しては条約形式で検討していることを伝えた (43)。谷は、米国側にも会談に参加してもらい、三者で議論をすることにも言及している。ここでは日韓が主体的に交渉していることから、その過程は米国仲介の日韓会談再開の交渉という図式ではなく、米国の協力を仰ぐ日韓間の模索として理解される。

2月8日に谷はアリソンに草案に関して報告を行った。その際にアリソンは、米国は三カ国協定の内容を既に保障しているため協定は必要ないという国務省の認識を谷に伝えた。 三カ国協定を結ぶならば、「単純な declaration を行うか、或は日韓修好条約の前文で何か 書くことか、或は日韓間の話合の出来た際に米国が単独の declaration を出すか、又は exchange of notes」 (44) を示すことをアリソンは伝えた。また後日、谷の草案に対して、 米国政府の見解はまだ分からないとしながらも、アリソンとブリッグス (Ellis O. Briggs, 1899-1976) 駐韓米大使は、異存がないことを日本側に表明した (45)。ここで、日米間において交渉に関する事前協議は事実上まとまっていた。

谷の草案が米国による賛同を得られたのは、日韓の不可侵協定に関して米国によるコミットメントの形式にはこだわらなかった点にある。日本側の草案が米国との事前協議後に韓国へ提出されたことから、日本は、コミットメントの形式に関して米国の意向を優先させていた。他方で韓国は、米国の協定参加とコミットメント強化の両方とも譲ることができないために、不可侵協定における米国の必要性を強調し続けた⁽⁴⁶⁾。韓国側は、谷の草案の拘束力を低いと考え、2月17日の第四回金・谷会談で草案を提出した⁽⁴⁷⁾。

- 1 締約国は、国際的な平和、安全並びに正義を危うくしないよう、自国が関係するいかなる国際紛争をも平和的手段によって解決すること、また、三国の国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全、政治的独立、経済的安定に対するものであれ、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものであっても慎むことを約束する。
- 2 本条約の第1条に対する締約国のなかの一国による目に余る違反があった場合,第 三者はその違反行為にさらされた国をすぐに援助する義務を約束する。

金公使はこの草案の目的が「1. 日本の軍復活の抑制 2. 日本の極右に膨張主義的な夢を許容させないと警告をする 3. 米国の国民に日本の侵略時,我々の領土規範を守る義務があることを理解させる」点にあると主張した (48)。すなわち,日米韓不可侵協定の目的は対日安全保障を確保することにあった。彼の草案は,条約形式であるべきこと,また侵略行為の範囲に経済的脅威も含め,拘束力も強化することにおいて谷の草案と相違があった (49)。谷はこれに対して,あくまで平和的手段で国際紛争の解決を試み,経済的,文化的,社会福祉的協力関係を結ぶ内容を入れる考えを示した。

金・谷会談の当日に両者は、韓国側の草案をアリソンに伝えた。この時も金公使は条約形式を提案し、加盟国の侵略行為に対する米国の抑止の働きを強く求めた⁶⁰⁾。彼は李大統領に対し、不可侵協定の内容に関して「一国が別の加盟国に侵略された場合、米国は迅速に侵略行為を受けた国を助けに行かなければいけない」と主張し、国境の不可侵を集団的に保障することが規定されたロカルノ条約⁶¹⁾に類似した条文が必要であることをアリソンに説明したと報告している⁶²⁾。第四回会談後の金公使が米国の参加はもちろん、そのコミットメントの強さを意識していたことは明らかである。会談で谷が説明した自身の草案は、米国が参加する前提で米国の不可侵協定における役割を提示したものとして理解され

る。その一方で国務省は、不可侵協定参加自体に消極的になっていた [53]。

2-3 韓国の真意:協定の性格と締結時期から

1955 年 2 月 21 日,アリソンは,米国国務省が不可侵協定を共同宣言形式で行いたい意向であることを日韓両国に伝えていた⁽⁵⁴⁾。これに対し日本側は,協定に対する米国の消極的な姿勢を考慮しつつ交渉を進めていたが,韓国側は協定の拘束力を強く意識していた。金溶植は,不可侵協定の締結は日韓の合意が形成されれば可能であると考えており,むしろ彼の関心は,協定における米国のコミットメント強化にあった。すなわち,日米二カ国が共同宣言形式の方向に向かっている以上,韓国側は三カ国協定の形式を勝ち取り,米国のコミットメントを強化した協定を結ぶために交渉の「主導権を握らなければいけない」⁽⁵⁵⁾ことを強く意識していた。また第四回会談の後の金公使は,日米韓不可侵協定の方針が合意されれば日韓の懸案問題も同時に解決されるという楽観的な展望を持っていた。

李大統領も同様に米国参加の可否に関する憂慮はなかった。むしろ,日本の侵略可能性に関してどのように規定するかに関心があった。1955年2月24日の金公使宛ての書簡において,彼は日本の侵略可能性を排除することを念頭に置き,谷案の不十分な点を2点指摘した⁶⁶。第一に侵略行為の抑止の手段に関して,谷案は平和的な手段,つまり国連や国際司法裁判所などの判断に委ねる点で不十分であると考えた。第二に彼は,日本が経済協力という名のもとに経済的侵略を行う可能性があることを危惧し,谷案の「経済,社会及び文化の分野において(中略)協力を持続する」という文言に懸念を示した。

また韓国側が、日韓の交渉の梃子として、共産圏の対日接近を利用しようとしている点も注目に値する。金公使は、「日本がソ連と国交正常化交渉を始めても米国は強く否定できない」はずであるから「日ソの合意前に、米国に対し、日韓の未解決問題を解決させるための圧力を日本側にかけるように求める」(57) ことを李大統領に提案している。さらに、北朝鮮が外交関係樹立を日本に呼び掛けていることを伝え、北朝鮮にも対日接近の動きがあることに言及している。2月25日に北朝鮮の南日(1913-1976)外相が「対日関係に関して一朝鮮民主主義人民共和国外相の声明(南日声明)」を発表していた。北朝鮮が初めて日本政府に対して公式に国交正常化と経済交流を呼びかけたものだった(58)。これは声明直後であったため、同書簡で金公使は、日朝接近の可能性は低いと判断した(59)。ただ、彼には、日ソ国交正常化が成される前、すなわち共産圏と日本の接近が確実となる前に日米韓関係を動かさなければいけないという認識があった。

この認識は2月24日の李大統領の金公使宛ての書簡でも確認できる⁽⁶⁰⁾。彼は、日本が中ソと貿易を始めるなら、その動きは、日本がいずれ「米国側というよりむしろ共産主義国を支持するようになる明らかな兆候」として理解できるとの見解を示した。また韓国は、米国に対して、日本への不信感を伝えていくべきであると主張した。共産圏と日本の接近

を注視し、日本が「二重政策を続けないという何らかの保証をしない」限り、韓国は米国に日本に関する警告をしなければいけない。彼はこの日本の「何らかの保証」として、「三カ国協定を少なくとも協定の一員として日本と結ぶつもりであることを間接的に提案できる」との考えを明らかにした。このように韓国は、日本と共産圏の接近の兆候への警戒感を米国に伝えることが、不可侵協定を三カ国で行う提案の根拠に繋がるとみなした。したがって同政権は、日本と共産圏の公式の関係が確立する前に、日米韓不可侵協定を結ぶことを望んだのである。共産圏の平和攻勢が日本政府の外交政策に少なからぬ影響を与えている事態を踏まえて、大統領は日米韓三カ国で不可侵協定を行う必要性があると判断していた。

3 日米韓不可侵協定交渉の決裂と南日声明

3-1「金溶植修正案」と日米の動向

金溶植は第五回金・谷会談において修正案を提示した。修正箇所の一つは、侵略行為として規定する範囲に「経済的安定」を脅かすことも含め、経済的侵略を防ぐために経済協力に関する文言の削除を要求した ⁽⁶¹⁾。また違約条項を条文に含める必要性に言及した。谷は彼のこれらの修正要求に対し、基本的に賛成の意思を表明したが、違約条項に関しては条項としてではなく合意議事録に違約条項の内容を付けることを提案した。谷は、依然として米国の参加の意思が固まっていないなか、協定の強制力を強くすることに対して慎重であった。米国不参加の可能性に対する谷の危惧は、協定形式に関する議論でも見られる。谷は金公使に、米国は条約形式の協定には賛同しないが、共同宣言形式であれば賛同するという見通しを披瀝していた ⁽⁶²⁾。

金公使も谷の意見を受け入れ、米国不参加を懸念し共同宣言形式で妥協すべきであることを李承晩に進言していた。彼は、「効力において、宣言は条約と同じ影響力を持つ」から、共同宣言形式で進めれば「米国は上院の同意を得ずに、交渉を進めることができる」と述べ、「不可侵協定を早期に進めるのであれば宣言形式を受け入れるべきだ」と大統領に提案した^(G)。彼は日本について不安要素を認めつつ、日本の軍事力はアジアにおいて最も優れ、戦争の潜在遂行能力も高いと評価し、だからこそ「この機会を失わずに三カ国不可侵協定を結ぶ必要性は高い」と主張した。

日本も日韓の交渉を進めようと米国に働きかけ、協定の締結に協力的であった。谷は第五回会談後、駐日米国大使館参事官のパーソンズ (Graham J. Parsons, 1907-1991) 首席公使との会談において、金溶植との意見の相違や形式問題に関する議論の報告はせず、経済に関する条項の修正に関する議論を交渉の成果として報告し、交渉が前進していることを印象付けようとした。パーソンズは国務省宛ての報告書で、「谷は経済的な宣言に関する部分を除いて、より正式な宣言の文言や米国のコミットメントについて金溶植によるいかなる

圧力も示唆しなかった」と報告していることからも、その意図は窺える⁶⁴。3月6日に行われた谷とパーソンズの会談においても、谷は「米国に関わる問題を先に進めたくはない」と述べ、金溶植修正案への対案を最初に米国側に示した。谷はパーソンズに日韓間の議論を報告し、米国からの賛同を得るだけではなく、米国に参加国の立場での協力を仰ごうとしていた⁶⁵。このように日韓実務者会談での日米韓の立場は、争点によって異なる点で興味深い。日韓会談再開の動きという観点では、米国が日韓の仲介者としての役割を果たしていることになるが、不可侵協定をめぐる交渉という観点では、日韓実務者間での交渉でありながら、日本が米韓の仲介者のような役割を担っていたことになる。

金公使の修正案への谷の対案は、第一項に経済的安定を加え、国際連合に関する文言が再び挿入されていた。また谷は、第二項について、「互いに経済的、社会的、文化的分野において健全な発展に寄与するために相互の協力を友好的に促進する意志を宣言する」(66)という内容を提示した。これに対しパーソンズは、「米国のコミットメントをどの程度まで明記するかをすぐに決定することは難しい」(67)と考え、米国の役割に関して明言を避けた。第六回金・谷会談でもこの谷の対案は提示されたが、金公使はこの案に対して違約条項に関する不満を表明する以外には反論しなかった(68)。

日韓の実務者間では日米韓不可侵協定をめぐる交渉がまとまりつつあったが、3月6日 の谷との会談でもパーソンズは、不可侵協定において意図されている「私たち (米国) の役割は、コミットメントを引き受けることではなく、むしろ主に合意を促進することであると考えている」⁽⁶⁹⁾ と谷に伝えた。これによって、米国が協定への参加を望まない姿勢を明確にした。

こうした姿勢は、米国の地域戦略の変化から説明することが出来る。中ソ平和攻勢が始まり、国際社会に中国が復帰した1954年の後、1955年5月のバンドン会議 (**) において中国は平和五原則 (**) を掲げ、国際会議でリーダーシップを発揮し始める。こうした中国への認識が米国にとって脅威であることは変わりないが、その性質が変わっていったのである。1955年1月に承認されたNSC5501では「5年以内に、ソ連又は中国が故意に戦争を始め、米国との戦争の危険を伴うと判断されるような明らかな軍事的侵略に加担することは起こらないだろう」 (**2) という見解が示されている。つまり、中国の直接的な軍事的脅威は減りつつあり、米国にとって戦争の脅威は東アジアにおいて弱まっていたのである (**3)。米国の関心は安全保障問題よりも経済問題を重視すると共に、東アジア地域に関するコミットメントの量を全体的に削減することであった。

3-2 南日声明, そして日韓交渉の頓挫

米国の不可侵協定交渉に対する消極的な姿勢を認識したうえで、依然として李承晩は不可侵協定交渉を進めるように金公使に指示していた。1955年3月9日付の大統領から金公

使宛ての書簡では、彼は条約形式にこだわっていたが、違約条項に対しては合意議事録のなかに含まれるのであれば条文に含めないことも認めると、譲歩していた (44)。

一方で、不可侵協定に対する大統領の認識は以前と大きく異なった点がある。彼にとって、不可侵協定をめぐる交渉は最優先課題ではなくなっていた。彼は「日韓間の未解決問題が解決した後に、この協定に署名することは賛成である」と立場を変えたのである。その理由として、もともと、日韓間の未解決問題を議論したときに米国から三カ国協定が提案され、解決策の一部として協定を受け入れたことを挙げている「55」。彼は不可侵協定を戦後処理問題の一つとして必要であると認識している一方で、日韓間の未解決問題と不可侵協定交渉の優先順位が交渉開始前と逆転していた。

この変化は、共産圏に関する日本の対応への彼の不安の現れとして理解される。3月9日の同書簡でも彼は、「北朝鮮との貿易や他の関係を受け入れようとする日本の予備交渉が非友好的な態度であると、日本に明確に示したこと」を評価すると金公使に伝え、それに関連して「日本が共産中国やソ連との貿易をすることに関しても、強い抵抗を谷に示す」よう指示していた「⁶⁶」。ただ、このような発言は3月に始まったことではない。したがって不可侵協定の締結に対する彼の意気込みの変化は、共産圏の対日接近のなかでも、南日声明後の北朝鮮の日本へのアプローチとそれに対する日本の反応に関して不信感を強めたことがきっかけであるといえよう。

南日声明の背景には、日本に対する北朝鮮の安全保障上の脅威認識があった。北朝鮮は日本の再軍備を韓国と同様に軍国主義復活の可能性として認識し、脅威として理解した⁽⁷⁷⁾。他方で、北朝鮮における中国やソ連からの影響力は相対的に弱まっていた。当時の北朝鮮には中国人民志願軍が駐屯していたが、1954年9月から段階的に撤退が始まっていた⁽⁷⁸⁾。こうした状況において、北朝鮮にとって日朝国交正常化は、日本からの安全保障を確保する模索の一つであった⁽⁷⁹⁾。もちろん日韓会談への牽制という意味もあり、南日声明は北朝鮮という一国家の外交戦略において重要な意味を持っていた。

この北朝鮮の呼びかけに対する日本側の対応が、鳩山首相の発言と外務省の見解が異なっていたことで、李承晩の不安を煽っていた。鳩山は南日声明直後、「両政府間の貿易関係及び文化交流に関する会談のための北朝鮮外相南日の提案を受け入れることを望む」と述べ、北朝鮮の呼びかけに積極的に応える姿勢を取っていた (80)。他方で、北朝鮮に対する外務省の対応は、田中三男 (1907-1974) 情報文化局長と国務省北東アジア課のジョーンズ (William G. Jones) の非公式接触で田中が明言しているように、北朝鮮の対日アプローチを日本政府としては無視する方針であることを示していた (81)。当時の日本は米国の意向を無視することが困難な状況であったため、日本が自主外交を掲げ、米国との距離を取るには限界があったことが、このような対応に至った背景にあった。

しかし、この時点で韓国政府内では、不可侵協定交渉の中断は選択肢に上がらなかった。 金溶植は協定の締結のため李承晩に対し、協定形式についても譲歩するよう説得を続けて

いた。3月18日の彼の大統領宛て書簡では、不可侵協定の交渉の展望はかなり良いと評価していた。一方で形式に関しては、交渉が難航する要因であることを指摘した。彼は今後も交渉において条約形式を主張する意向を示したが、このままだと交渉は困難になるとの見解を披瀝した。ここでは、協定形式に大統領が承諾を与えさえすれば、日米韓三カ国での不可侵協定締結が現実になることを暗に示唆していたのである⁽²²⁾。

金溶植の説得もむなしく、李承晩は条約形式にこだわり、協定に対する米国の姿勢と日本政府の動向に不満を募らせていた。3月24日の大統領から金公使への書簡で彼は、「もし米国が参加しないならば韓国も参加する必要はない」と強硬論に転換した⁽⁸³⁾。また彼は、条約形式であれば米国の上院が日米韓不可侵協定を支持できないことに対しても不満を露わにしていた。ただ、日本の最新の外交政策の方針を知ることが現状では非常に重要であると述べるように、彼が最も注視していたのは、米国や共産圏の動向もさることながら、日本の外交政策が今後どこに向かうのかということであった。すなわち日本と共産圏の接近が現実になることを彼は恐れていた。一方で日本の動向が不確かであるために、それに無関心な米国の姿勢への不満の方が明確に示されていた。

3月26日に行われた第七回金・谷会談では交渉が進展していたが、これ以降会談が開かれることはなかった。この会談では、金公使が日中関係に関する不安を示した⁽⁸⁴⁾。これに対し谷は「日本は共産中国とより密接な関係を結ぶ意思はない」と否定し⁽⁸⁵⁾、日本国内が総選挙前であったことを挙げ、日本であまり議論の進展がない現状を釈明した。李大統領の懸念を谷に伝えた金公使は、違約条項を含めた合意議事録の草案を提出した⁽⁸⁶⁾。争点であった、条項に「経済的安定」などを含める点に関しては日韓で合意を見るなど、不可侵協定に関する実務者間での議論は順調に展開した。実際に日本側はこの会談を受けて、4月には更なる修正案を作成し終えていた⁽⁸⁷⁾。

しかし、金・谷会談は李承晩の判断で中止することになり、不可侵協定交渉も頓挫してしまった。大統領は「日本が日韓間の問題の解決の予備段階として協定を利用しようとしている」と述べ、3月31日には金公使に、日米韓不可侵協定の必要はないと交渉継続の必要性を否定した⁽⁸⁸⁾。第七回金・谷会談を最後に不可侵協定は議論される場所を失ったのである。

3-3 韓国の選択:日朝接近と対米依存の狭間で

1955年3月24日と3月31日の不可侵協定をめぐる交渉に関する李承晩の見解には、明らかに乖離があった。態度の変化はいったい何が要因であったのか。米国の無関心な姿勢に不満を持っていたことは、従来の解釈でも示されるように、交渉の決裂要因として挙げられよう。ただ、米国への不満は既に31日以前からあった。交渉決裂の決定的な要因は、北朝鮮の対日接近に対する日本の対応の変化であった。第七回金・谷会談が行われていた

同日の衆議院予算委員会で、鳩山首相は北朝鮮からの呼びかけに答える用意があることを明言したのだった。南日声明に対する見解を問われた鳩山首相は、「善隣とは友好の実をあげたいと思っております」と述べ、続けて「北鮮の方でも何か用意をしておるようでありますから、近いうちにそういうような相談ができるかと思っております」 (89) と返答した。すなわち、日本が今まで断言を避けてきた北朝鮮の対日接近に応じる姿勢を明確化したのである (90)。大統領は、いままで日本が北朝鮮の呼びかけに応じることへの不安感を強めていたが、この発言によって鳩山政権は信用できないことが確信へと変わったのである。

ところが、対比するべきは、北朝鮮以外の共産圏への日本の接近に対する同政権の対応である。1955年1月に日本国際貿易促進協会会長である村田省蔵(1878-1957)と中国の周恩来首相の会談が行われ、日中民間貿易の基礎を構築し始めていた。また1954年12月から1955年3月の間に、中国で日中間の不可侵協定締結といった議論もあった (91)。このことを駐日韓国代表部と国務省は把握していた。駐日韓国代表部の柳泰夏(1908-1981)参事官と米国の駐日大使館のラム(Richard H. Lamb)二等書記官の会談で、ラムは日本が西側陣営と不可侵協定を結んだ際に、不可侵協定を中国とも結ぶことを検討し始める可能性があると指摘した。またラムは、村田省蔵と周恩来の会談で周が、日中間の不可侵協定を提案していたことにも言及している (92)。このように日中接近は不可侵協定交渉の時にも行われていた。しかし、この事実を認識しながら韓国が不可侵協定交渉を進めていたのは、李承晩政権にとって同じ「反共」対象であっても、北朝鮮と中ソとでは本質が異なったことを意味する。単なる日本と共産圏との接近だけが不可侵協定交渉中断の要因ではなかった。しかし、日本が北朝鮮と接近することは韓国にとって決して許されるものではなかった。

鳩山政権は当初、韓国の反応にそれほど関心がなかった。それは1955年4月6日の柳泰夏と中川融(1911-2001)アジア局長の内話で見受けられる。中川は柳を通じて、日朝間の一連の動向に対する韓国政府の反応を聞いた。柳参事官は、李承晩が憤激し鳩山政府を信用出来ないと考えていること伝えた。これに対し中川は、そのような印象を韓国に与えたならば、それは「全く誤解に基くものである」⁽⁸²⁾とし、交渉を継続させる余地を探っていた。一方で韓国の実務者も、交渉を進める用意があるという見解であったことは注目に値する。同参事官は韓国政府、とりわけ李承晩が日本政府に悪印象を持っていると中川に伝えているものの、金・谷会談に関してはまだ再開させる用意があることを示唆した。彼は「共同宣言案の内容については、必ずしも日韓間の意見の調整が不可能とは思っていない」ことを披瀝し、日本側の考えを政府に出来る限り説明したことを伝えた ⁽⁹⁴⁾。また、不可侵協定をめぐる交渉は、米国の意向も考慮しなければいけないが、根本的な問題として「韓国側では前記のような事情より日本政府は信頼出来ずとの空気が強く気持が冷却している」 ⁽⁹⁵⁾と述べた。このように、交渉自体は米国を含めて議論を進めていく可能性があることを明示し、対日安全保障を確保する必要性も依然として残っていた。しかし韓国にとって、日本が北朝鮮と接近していくことは日本に対する脅威以上のものであった。

米国が不可侵協定と同時期に推進していた日本、韓国、台湾が参加する「北東アジア条約機構(Northeast Asia Treaty Organization、NEATO)」も、不可侵協定交渉の中断後、失敗に終わっていた。構想の発表当時から、日本は構想に否定的な立場を表明していたが、駐日韓国代表部の金東祚(1918-2004)が回顧しているように、構想の挫折が決定的になったのは、不可侵協定と同様に、日本政府が南日声明に対して応じる姿勢があると示したことにあった⁽⁸⁶⁾。

李承晩政権は、日米を含む集団安全保障体制による自国の安全保障の確保が困難になった一方で、米国からのコミットメントは安定的に確保できるようになった。北東アジアの集団安全保障体制構築の挫折によって1955年以降、米国政府内では韓国への米国のコミットメントは削減する方向に向かっていると同時に、核兵器の配備など、ある程度の米国のコミットメントは韓国に維持されることが明確化されていった。これは米国のハブ・アンド・スポークス(hub-and-spokes)体制といわれるような、米国を中心とする二国間同盟体制の構築とも関連する。このような状況下で李承晩は、日本に対する激しい批判を繰り返した。韓国にとって日本は、講和条約が結ばれていない以上敵性国家になり得る存在という認識であった。それゆえ、韓国にとってその潜在性をなくすために、「不可侵」を保障する取極めを結ぶことは必要であった。また、北朝鮮は朝鮮戦争が停戦状態であるために「傀儡」であり、現在進行形で脅威として韓国政府に認識されていた。この二国間の接近は、韓国政府に日本との軍事協定の構築を決定的に許さない状況を作り上げた。北朝鮮という「傀儡」と交流を深める日本と、軍事協定の意味を持つ日米韓不可侵協定を結ぶことで安全保障を確保する選択肢は、韓国政府にはなかった。結果として李承晩は安全保障政策上の要として米韓同盟を軸に置くようになったのだ。

おわりに

日米韓不可侵協定を分析した以上の結果をもとに、李承晩政権期における韓国の安全保 障政策上の対日認識と脅威の位相を提示する。同政権の安全保障政策において、日本は敵 性国家となり得る脅威であった。もちろん、冷戦体制下において同陣営にいる日本は、米 国のコミットメントを獲得し合う競争相手でもあった。

李承晩政権は、米国側による三カ国協定の提案を「不可侵」の性格を持った「条約」の形式にしようとした。その背景には、韓国が対日講和条約において「戦勝国」として署名できなかった歴史的事情が働いていた。確かに米国は、米韓相互防衛条約に米韓同盟としての役割を持たせず、韓国へのコミットメントを強化しない姿勢を取っていたので、韓国には、米国の安全保障上のコミットメントを強化する意図もあったといえる (88)。しかし、日米韓三カ国で不可侵協定を結ぼうとした同政権の真意は、韓国における米国のコミットメントの強化のみではなく、対日戦後処理の一部を補完する役割を求めたことにある。韓

国は日本による植民地支配を侵略行為として認識し、それに対抗した「戦争」の記憶を持っている。この「戦争」を終結させない限り、韓国にとって日本は脅威であり続け、潜在的な敵性国家のままとなる。しかし、韓国は対日講和条約に参加する資格すら認められなかった。同政権が日米韓三カ国協定の提案に対して、それを「不可侵」をめぐる交渉として位置づけたのはそのためである。韓国にとって対日安全保障の確立が、日韓国交正常化よりも先決すべき戦後処理上の課題となったのである。韓国は国交正常化の前に「脅威」ではない日本を求めたともいえよう。

一方,韓国にとって北朝鮮は、中国やソ連とは異なり安全保障上の脅威以上の存在であった。北朝鮮との関係は韓国からすると国内問題である。中ソと日本が接近しても李承晩政権は不可侵協定を推進する一方で、日朝接近の動きに対して同大統領は日米韓不可侵協定をめぐる交渉を中断させてしまった。韓国にとって中ソは、冷戦体制下の敵性国家としての脅威であるから、隣国の日本と中ソの接近を抑止する目的で、韓国が日本と不可侵協定を結ぼうとするのは当然であった。しかし、北朝鮮は、中ソのような敵性国家であるのみならず、韓国という国家体制そのものの転覆を試みる「傀儡」である。先述したように、韓国の対日脅威認識が弱まったのではなく、韓国にとって日朝接近は、安全保障上の脅威を超えて、国家そのものの正統性を脅かすことでもあった。それ故に同政権は、日朝接近が明確になった以上、不可侵協定交渉を進めることができなかった。

日米韓不可侵協定締結の挫折は、日韓の戦後処理における「終戦」の未解決案件として解釈できる。戦後の日韓における「講和」過程の欠如、そしてそれを補完する機会であった冷戦期における日米韓不可侵協定の頓挫が、現在の日韓における安全保障上の協力関係にまで影を落としている。通常その影は、歴史認識に基づく「反日」と称されていることが多いが、韓国の安全保障政策上の日本の位置づけは、こうした意味での「反日」に集約されるものではない。韓国にとって日本は「潜在的な敵性国家」という脅威であり、その脅威を克服できないまま、現在に至っている。現在の安全保障をめぐる日韓関係のあり方の起源が、ここにある。

[注]

- * 英語及び韓国語・中国語資料の日本語訳は引用者による。
- * 引用文献中の丸括弧内は引用者による補足である。
- (1) 1953年10月,第三次日韓会談,財産請求権委員会で,当時日本側首席代表であった久保田貫一郎(1902-1977)が,韓国側が主張した日本の植民地支配に関する批判に対して,日本の植民地支配が朝鮮半島における近代化に貢献したという趣旨の発言をした。これが問題となり,日韓会談は1958年まで中断された。
- (2) 主な日韓会談研究は、以下を参照されたい。

- ・太田修『日韓交渉――請求権問題の研究』新装新版、クレイン、2015 年 6 月 (初刊は 2003 年 3 月)。
- ・高崎宗司『検証日韓会談』岩波新書,岩波書店,1996年12月。
- ・吉澤文寿『戦後日韓関係 国交正常化交渉をめぐって』新装新版,クレイン,2015年6月 (初刊は2005年8月)。
- ・이원덕 (李元徳) 『한일 과거사 처리의 원점 —— 일본의 전후처리 외교와 한일회담 (韓日過 去史処理の原点 —— 日本の戦後処理外交と韓日会談)』ソウル: ソウル大学出版部, 1996 年 11 月。

特に日韓会談空白期に焦点を当てた研究としては、以下を挙げたい。

- ・金恩貞「日韓会談中断期,対韓請求権主張撤回をめぐる日本政府の政策決定過程 初期対 韓政策の変容と連続,1953年-57年 | 『神戸法学雑誌』第64巻3・4,2015年3月,1-47頁。
- ・李東俊「日韓請求権交渉と米国解釈――会談空白期を中心にして」,李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 1――東アジア冷戦編』法政大学出版局,2011年2月,53-82頁。
- (3) 李承晩政権期の韓国の安全保障政策に関する研究としては以下を挙げたい。
 - ・阪田恭代「アイゼンハワー政権の西太平洋集団安全保障構想と米韓関係 ――一九六〇年代の「アジア太平洋同盟」への布石」『法学研究』第83 巻12 号, 2010 年12 月, 445-480 頁。
 - ・李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会,1996年3月。
 - ・上기영(慮琦霙)「이승만정권의 태평양동맹 추진과 지역안보구상 (李承晩政権の太平洋同盟の推進と地域安保構想)」『지역과역사 (地域と歴史)』第11 号,2002年12月,186-223頁。 日韓が米国のコミットメント (注4参照)を取り合う構図は、日米韓関係に関する研究で指摘される。
 - ・Victor D. Cha, *Alignment despite Antagonism: The US-Korea-Japan Security Triangle*, Stanford: Stanford University Press, 1999 (ヴィクター・D. チャ著/船橋洋一監訳, 倉田 秀也訳『米日韓 反目を超えた提携』有斐閣, 2003 年 5 月)。
 - ・李鍾元「戦後日韓関係と米国 日米韓トライアングルの変容と持続」,木宮正史・李元徳編 『日韓関係史 1965-2015』 1 (政治),東京大学出版会, 2015 年 6 月, 141-165 頁。
- (4) コミットメントは、広義には、関与・確約といった意味であるが、ここでは条約などに基づく 公約、また関与することの責任などの意味合いで使用している。
- (5) 日米韓不可侵協定構想に関する代表的な研究として、
 - ・尹錫貞「李承晩政権の対日外交――「日本問題」の視点から」慶應義塾大学博士論文(未公刊),2017年5月。
 - がある。同論文は詳細に交渉の過程を述べているが、決裂要因や構想の浮上の経過などに関して 曖昧な点がある。
- (6) 本稿で参考にした主な史料は以下の通りである。
 - The Syngman Rhee Presidential Papers (延世大学学術情報院所蔵。以下, Rhee Papers と略記)。駐日韓国代表部と李承晩との往復書簡など,同政権期の外交文書を収録した英文史料。
 当時,韓国側の書簡のやりとりの多くは英語で行われていた。

- Foreign Relations of the United States, Washington D. C.: U. S. Government Printing Office, 1984-1993 (以下, FRUS).
- ・浅野豊美・吉澤文寿・李東俊編集・解説『日韓国交正常化問題資料』第II 期(1953 年~1961年),〔日本側資料〕第1巻(代表間対話),現代史料出版,2012年12月(以下,『日韓国交正常化問題資料』第II 期第1巻と略記)。
- (7) NSC 5429/2, Review of the U.S. Policy in the Far East, August 20, 1954, FRUS, 1952-1954, XII, Part 1, East Asia and the Pacific, pp. 769-776; NSC 5429/5, Current U.S. toward the Far East, December 22, 1954, FRUS, 1952-1954, XII, Part 1, East Asia and the Pacific, p. 1066.
- (8) 西太平洋集団安全保障構想については、李鍾元前掲書、26-29 頁; 阪田前掲論文 (2010 年) を参照。NSC 5514、Note by the Executive Secretary to the National Security Council on U. S. Objectives and Courses of Action in Korea, February 25、1955、FRUS、1955-57、XXIII、Korea、Part 2、pp. 42-48.
- (9) *Ibid.*
- (10) 阪田前掲論文 (2010年), 455頁。
- (11) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, September 16, 1954, File no. 651, 12970039-12970042, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (12) Ibid.
- (13) Ibid.
- (14) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, September 21, 1954, File no. 651, 12970028-12970029, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (15) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, October 14, 1954, File no. 653, 12980304-12980307, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (16) 阪田前掲論文 (2010年), 452頁。
- (17) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, October 20, 1954, File no. 653, 12980294-12980295, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (18) *Ibid.*
- (19) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, October 29, 1954, File no.653, 12980235-12980237, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (20) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, December 3, 1954, File no. 652, 12980104-12980106, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (21) Ibid.
- (22) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, December 10, 1954, File no. 652, 12980082, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (23) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, September 16, 1954, File no. 651, 12970039-12970042, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim, *loc. cit*.
- (24) 尹錫貞前掲論文, 67-68 頁。 日本の軍需産業に関する金溶植の報告書は、

- ・Political Report from Minister Yong Shik Kim to Office of the President, January 21, 1954, File no. 648, 12950225-12950230, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim. 旧日本軍人の自衛隊参加に関する彼の見解は、
- ・Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, June 24, 1954, File no. 649, 12960044-12960045, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (25) Political Report from Minister Yong Shik Kim to Office of the President, October 14, 1954, File no. 653, 12980311-12980315, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (26) Ibid.
- (27) The President of the Republic of Korea (Rhee) to the President Eisenhower, December 29, 1954, FRUS, 1952-1954, XV, Part 2, pp. 1937-1941.
- (28) Letter from President Eisenhower to President Rhee, January 31, 1955, FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 2, pp. 11-13.
- (29) 金恩貞「日韓会談における北朝鮮要因」,吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係 ――「1965 年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社,2019 年 9 月,82-83 頁。
- (30) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, January 28, 1955, File no. 656, 12990272-12990273, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (31)「谷大使・金公使 会談の件(第1回)[極秘]」1955年1月29日,『日韓国交正常化問題資料』, 第Ⅱ期第1巻, 15-17頁。
- (32) Report from Yong Shik Kim to the President, "Detailed Report on My Finding," February 4, 1955, File no. 656, 12990251-12990255 Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*
- (35) 「金溶植 주일공사 미국이 보장해주는 한일간 불가침조약 체결 제의(金溶植駐日公使,米国が保証する韓日間不可侵条約締結の提起)」1955年2月2日,国史編纂委員会編『한일회담 관계 미 국무부 문서2(1952-1955) 주한・주일 미국대사관 문서철(韓日会談関係米国務部文書 2(1952-1955) 駐韓・駐日アメリカ大使館文書綴じ)』ソウル:国史編纂委員会,2007年12月(以下,『国務省文書』2とする),491-492頁。
- (36) 「미국, 한국이 미국의 보장을 요구한 한일불가침조약 필요성 부인 (アメリカ, 韓国がアメリカの保障を求めた韓日不可侵条約の必要性を否認)」, 1955 年 2 月 4 日 『国務省文書』 2, 493-494 頁。
- (37) 同上。
- (38) NSC5429/5, "Current U. S. toward the Far East," December 22, 1954, FRUS, 1952-1954, XII, Part 1, pp. 1062-1072.
- (39) NSC5514, op. cit., FRUS, 1955-57, XXIII, Part 2, Korea, pp. 42-48.
- (40) 以下を参照。
 - ・阪田恭代「米国の東アジア太平洋集団安全保障構想と米韓同盟」, 鐸木昌之・平岩俊司・倉田 秀也編『朝鮮半島と国際政治 — 冷戦の展開と変容』慶應義塾大学出版会, 2005 年 10 月,

311-312 頁

- NSC5514, op. cit., FRUS, 1955-57, XXIII, Part 2, pp. 42-48.
- (41) 『国務省文書』 2, 491-492 頁。
- (42) 「日本国, アメリカ合衆国及び大韓民国の共同宣言(英文)」1955 年 2 月 8 日, 『日韓国交正常 化問題資料』第Ⅱ期第 1 巻, 21 頁。
- (43) 同上。
- (44) 「日韓交渉に関し谷大使アリソン米大使と会談の件〔極秘〕」1955 年 2 月 8 日,浅野豊美・吉澤 文寿・李東俊編『日韓国交正常化問題資料』第Ⅱ期(1953 年~1961 年),〔日本側資料〕第 2 巻 (米国仲介・台湾等仲介),現代史料出版,2012 年,120 頁。以下,『日韓国交正常化問題資料』 第Ⅲ期第 2 巻と略記。
- (45) 「日韓問題につき谷・アリソン会談 [極秘]」, 1955年2月14日『日韓国交正常化問題資料』第 Ⅲ期第2巻, 122頁。
- (46) 以下を参照。
 - ・「金溶植 주일공사. 李承晩 대통령에게 한일간협의사항 보고 (金溶植駐日公使,李承晩大統領に韓日間合意事項報告)」, 1955 年 2 月 10 日『国務省文書』 2, 505 頁。
 - Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 15, 1955, File no. 655, 12990214-12990215, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (47) "Tripartite Non-Aggression Pact Drafted by Minister Yong Shik Kim," February 18, 1955, File no. 655, 12990216, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (48) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 18, 1955, File no. 655, 12990205-12990206, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (49) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 18, 1955, File no. 655, 12990202-12990204, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (50) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 18, 1955, File no. 655, 12990217-12990218, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (51) ロカルノ条約は、1925年12月に英、仏、独、伊、ベルギー、ポーランド、チェコスロバキア間で調印された7つの条約の総称である。独仏間の国境の現状維持と相互不可侵、ライン地方の非武装化を定め、紛争の平和的解決などが規定された。
- (52) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 18, 1955, File no. 655, 12990217-12990218, *loc. cit.*
- (53) 「미국. 한・미・일 3 국 공동서명에 참가 승인 (米国, 日米韓三カ国共同声明に参加承認)」, 1955年2月18日『国務省文書』2, 510頁。
- (54) 以下を参照。
 - ・「한일간 3 국 성명의 형태 협의 (韓日間三国声明の形式協議)」, 1955 年 2 月 21 日『国務省文書』 2, 513 頁。
 - ・「日韓問題に関し谷・アリソン会談〔極秘〕」,1955 年 2 月 21 日『日韓国交正常化問題資料』 第Ⅲ期第 2 巻,124 頁。
 - · Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 25, 1955, File

- no. 655, 12990173-12990176, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (55) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 25, 1955, File no. 655, 12990173-12990176, *loc. cit.*
- (56) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, February 24, 1955, File no. 655, 12990199-12990201, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (57) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 25, 1955, File no. 655, 12990173-12990176, *loc. cit*.
- (58) 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965 封印された外交史』平凡社, 2012 年 1 月, 109 頁。
- (59) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, February 25, 1955, File no. 655, 12990173-12990176, *loc. cit.*
- (60) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, February 24, 1955, File no. 655, 12990199-12990201, *loc. cit*.
- (61) 「谷大使・金公使会談(第5回)[極秘]」1955年2月28日『日韓国交正常化問題資料』第Ⅱ期 第1巻, 25-26頁。
- (62) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, March 4, 1955, File no. 655, 12990144-12990148, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (63) *Ibid.*
- (64) 「일본의 3 국 성명 초안에 대한 한국측 수정 요구사항 협의 (日本の三国声明草案に対する韓国側修正要求事項の合意)」, 1955 年 3 月 1 日, 『国務省文書』 2, 517-518 頁。
- (65) 「일본의 3 국 성명 초안에 대한 한국측 수정 요구사항 (日本の三国声明草案に対する韓国側修正要求事項)」, 1955 年 3 月 6 日, 『国務省文書』 2, 519-520 頁。
- (66) 同上。
- (67) 同上。
- (68) 「谷大使・金公使会談(第6回)」, 1955年3月9日, 『日韓国交正常化問題資料』第Ⅱ期第1巻, 28頁。
- (69) 『国務省文書』2,519-520頁。丸括弧内は引用者による補足。
- (70) バンドン会議は、1955年4月インドネシアのバンドンで開かれ、第二次世界大戦後に独立した アジア・アフリカ地域 29 カ国の代表が結集した、欧米諸国の参加しない初めての国際会議であ る。会議は中国、インド、エジプト、インドネシアが中心となり、反植民地主義・反帝国主義を もとに平和五原則を拡大した平和十原則が策定された。
- (71) 平和五原則は、1954年、チベット問題に関して協議した中国の周恩来首相とインドのネルー (Jawaharlal Nehru: 1889-1964) 首相が共同声明として提示した。平和五原則は、領土保全及び主権の相互尊重、相互不可侵、内政不干渉、平等互恵、平和共存の五項目を明示した。これは、中国の重要な外交原則の一つとしても掲げられた。
- (72) 李鍾元前掲書, 209 頁; NSC5501, "Basic National Security Policy," January 7, 1955, FRUS, 1955-1957, XIX, pp. 26-27.
- (73) 李鍾元前掲書, 206-208 頁。

- (74) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, March 9, 1955, File no. 655, 12990140-12990141, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (75) *Ibid.*
- (76) Ibid.
- (77) 朴正鎮前掲書, 112-113 頁。
- (78) 沈志華著/朱建栄訳『最後の「天朝」――毛沢東・金日成時代の中国と北朝鮮』下巻,岩波書店,2016年9月,34-35頁。
- (79) 朴正鎮前掲書, 112 頁。
- (80) 同上, 114 頁。
- (81) 「한일관계와 한국 휴전문제 (韓日関係と韓国休戦問題)」, 1955 年 3 月 16 日, 『国務省文書』 2, 528-529 頁。
- (82) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, March 18, 1955, File no. 654, 12990103-12990105, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (83) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, March 24, 1955, File no. 654, 12990082-12990083, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (84) Correspondence from Yong Shik Kim to President Syngman Rhee, March 31, 1955, File no. 654, 12990055, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (85) Ibid.
- (86) 「谷大使・金公使会談(第7回)」, 1955年3月26日,『日韓国交正常化問題資料』第Ⅱ期第1 巻, 31頁。
- (87) 「日米韓三国共同宣言(英文)」,1955 年 4 月 7 日,『日韓国交正常化問題資料』第Ⅱ期第 1 巻, 32 頁。
- (88) Correspondence from the President to Minister Yong Shik Kim, March 31, 1955, File no. 654, 12990057-12990058, Rhee Papers, Minister Yong Shik Kim.
- (89) 『第 22 回衆議院予算委員会議事録』第 3 号,1955 年 3 月 26 日,28 頁。田中稔男委員の質問に対する回答。
 - http://kokkai.ndl.go.jp (2019年8月21日最終アクセス)。
- (90) 日本が北朝鮮政府の呼びかけに応じる背景としては、北朝鮮残留日本人の引き上げ問題の解決が不可侵協定交渉よりも喫緊の課題であったからだ。詳しくは、朴正鎮前掲書、第二章を参照されたい。
- (91) 劉建平『战后日中关系: "不正常"历史的进程与结构(戦後日中関係:「不正常」な歴史の過程と枠組み)』北京:社会科学文献出版社,2010年9月,112-113頁。
- (92) Report from Tai Ha Yiu, "Lunch with Lamb," February 16, 1955, File no. 694, 10180352-10180354, Rhee Paper, Tai Ha Yiu.
- (93) 「日韓問題に関する柳参事官の内話〔極秘〕」, 1955 年 4 月 11 日, 『日韓国交正常化資料集』第 Ⅲ期第 1 巻, 33 頁。
- (94) 同上。
- (95) 同上。

- (96) 金東祚著/林建彦訳『韓日の和解―― 日韓交渉 14 年の記録』サイマル出版会,1993 年 10 月,110 頁。
- (97) 李鍾元前掲書, 230 頁。
- (98) 阪田前掲論文 (2005年), 302-307頁。

[付記]

本稿は2019年に津田塾大学大学院国際関係学研究科に提出した修士論文,「李承晩政権期における韓国の安全保障政策と日本―― 日米韓不可侵協定交渉を中心に (1953-1955)」に加筆・修正を施したものである。